

広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、低所得で生計が困難な者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者（以下「被保護者」という。）に対して利用者負担の軽減を行った場合において、当該社会福祉法人等の利用者負担の軽減に要した費用の一部を助成することに関する必要な事項を定めるものとする。

(助成対象法人等)

第2条 助成の対象となる社会福祉法人等（以下「助成対象法人等」という。）は、本市の行う介護保険の被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する被保険者であって、被保護者でないものをいう。以下「被保険者」という。）又は被保護者に対して第4条第1項各号に掲げる対象サービスを提供する者であって、かつ、次項の規定による申出を行っているものとする。

2 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」（別記様式第1号）により、市長に申し出るものとする。ただし、本市に所在しない社会福祉法人等については、広島県知事に対して同様の申出を行っている場合には、市長に対して申出があったものとみなす。

3 前項に規定する申出は、原則として年度を単位として行うものとし、当該年度において次項の規定による届出がない場合は、翌年度も前項の申出があったものとみなす。

4 第2項の規定による申出を行っている社会福祉法人等が、利用者負担の軽減を廃止する場合には、原則として2か月前までに「社会福祉法人等による利用者負担軽減廃止届出書」（別記様式第2号）により、市長に届け出るものとする。ただし、本市に所在しない社会福祉法人等については、広島県知事に対して同様の申出を行っている場合には、市長に対して届出があったものとみなす。

(軽減要件)

第3条 利用者負担の軽減は、助成対象法人等が提供する次条第1項各号に掲げる対象サービスを利用している被保険者（介護保険料の滞納がない者に限る。）のうち、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員についてこの要綱に基づく軽減を受ける日の属する年度分（当該軽減を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者であって、次の各号のいずれかに該当するもの並びに被保護者に対して行うものとする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第22条の2の2第6項又は第29条の2の2第6項の規定に該当する者

(2) 国民年金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有する者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）

(3) 当該世帯に係る前年中の収入の合計額が150万円（当該世帯が2人以上で構成されている場合にあっては、2人目以降1人につき50万円を加算した額とする。）以下であり、当該世帯に係る預貯金の額が350万円（当該世帯が2人以上で構成されている場合にあっては、2人目以降1人につき100万円を加算した額とする。）以下である者であって、他の世帯に属する者から扶養を受けておらず、かつ、当該世帯に属するすべての者が活用できる資産（一定の要件を満たすものを除く。）を所有していないもの

(対象サービス)

第4条 助成の対象となるサービス（以下「対象サービス」という。）及び経費は、次に掲げるもの（法第43条第1項又は法第55条第1項に規定する支給限度額内のものに限る。）とする。ただし、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者のうち、利用者負担割合が5%以下である者については、ユニット型個室の居住に要する費用に係る利用者負担額についてのみ助成の対象とし、被保護者については、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室及び従来型個室の居住に要する費用に係る利用者負担額についてのみ助成の対象とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護 法第41条第4項第1号に規定する訪問介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額。ただし、平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」による障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置（以下「障害者支援措置」という。）の適用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担額とする。
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護 法第41条第4項第1号に規定する通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に通所介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第61条第1号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額
- (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護 法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に短期入所生活介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額並びに施行規則第61条第2号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額及び同条第2号ロに規定する滞在に要する費用に係る利用者負担額
- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第42条の2第2項第1号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額
- (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護 法第42条の2第2項第2号に規定する夜間対応型訪問介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該夜間対応型訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に夜間対応型訪問介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額。ただし、障害者支援措置の適用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担額とする。
- (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護 法第42条の2第2項第2号に規定する地域密着型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型通所介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額及び施行規則第65条の3第1号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額
- (7) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護 法第42条の2第2項第2号に規定する認知症対応型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額及び施行規則第65条の3第2号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額

- (8) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護 法第42条の2第2項第3号に規定する小規模多機能型居宅介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該小規模多機能型居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に小規模多機能型居宅介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額並びに施行規則第65条の3第3号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額及び同条第3号ロに規定する宿泊に要する費用に係る利用者負担額
- (9) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第42条の2第2項第3号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額並びに施行規則第65条の3第6号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額及び同条第6号ロに規定する居住に要する費用に係る利用者負担額
- (10) 法第8条第23項に規定する複合型サービス 法第42条の2第2項第1号に規定する複合型サービスに係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該複合型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に複合型サービスに要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額並びに施行規則第65条の3第7号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額及び同条第7号ロに規定する宿泊に要する費用に係る利用者負担額
- (11) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス 法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該施設サービス等に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額並びに施行規則第79条第1号に規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額及び同条第2号に規定する居住に要する費用に係る利用者負担額
- (12) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護 法第53条第2項第2号に規定する介護予防短期入所生活介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防短期入所生活介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額並びに施行規則第84条第2号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額及び施行規則第84条第2号ロに規定する滞在に要する費用に係る利用者負担額
- (13) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 法第54条の2第2項第1号に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額及び施行規則第85条の3第1号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額
- (14) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護 法第54条の2第2項第2号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防小規模多機能型居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防小規模多機能型居宅介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額並びに施行規則第85条の3第2号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額及び同条第2号ロに規定する宿泊に要する費用に係る利用者負担額
- (15) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（施行規則第140条の63の6第1項第1号に該当するものであって、施行規則第140条の63の2第1項第1号イの規定による額の算定において、割合を100分の90とするものに限る。） 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する第一号訪問事業における旧法第53条第2項第1号に規定する介護

予防訪問介護に係る厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に第一号訪問事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第一号訪問事業に要した費用の額とする。）の 100 分の 10 に相当する額。ただし、障害者支援措置の適用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担額とする。

(16) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号通所事業（施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 項第 1 号に該当するものであって、施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イの規定による額の算定において、割合を 100 分の 90 とするものに限る。） 施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する第一号通所事業における旧法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する介護予防通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額以下の範囲で別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に第一号通所事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第一号通所事業に要した費用の額とする。）の 100 分の 10 に相当する額及び当該費用の額の算定における旧施行規則第 84 条第 1 号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額

2 前項の規定にかかわらず、法第 51 条の 3 に規定する特定入所者介護サービス費又は法第 61 条の 3 に規定する特定入所者介護予防サービス費のいずれの支給も受けていない者にあっては、第 3 号、第 9 号、第 11 号及び第 12 号に規定する食費の提供に要する費用並びに滞在又は居住に要する費用に係る利用者負担額を助成の対象から除くものとする。

3 助成対象法人等は、前項各号に掲げる対象サービスのすべてについて利用者負担の軽減を行うものとする。

（軽減額）

第 5 条 利用者負担の軽減は、前条第 1 項各号に掲げる対象サービスに係る経費の 4 分の 1 に相当する額とする。ただし、老齢福祉年金受給者については、前条第 1 項各号に掲げる対象サービスに係る経費の 2 分の 1 に相当する額とし、被保護者については、前条第 1 項ただし書に掲げる利用者負担額の全額に相当する額とする。

（助成額）

第 6 条 助成は、助成対象法人等が行った対象サービスに係る利用者負担の軽減に要した経費の総額から、当該対象サービスについて当該助成対象法人等が利用者負担の軽減を行わなかったとした場合に本来受領すべき利用者負担の額の総額の 1 パーセントに相当する額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額を基本とし、その範囲内で行う。ただし、第 4 条第 1 項第 9 号又は第 11 号に掲げる対象サービスに係る利用者負担の軽減に要した費用が、同項第 9 号又は第 11 号に掲げる対象サービスについて本来受領すべき利用者負担の額の総額の 10 パーセントに相当する額を超えたときは、当該超えた額についてその全額を助成するものとする。

2 助成額の算定は、事業所又は施設を単位として行うものとする。

3 第 1 項の助成は、助成対象法人等からの請求に基づき、6 月を単位として行うものとする。

（軽減の申請）

第 7 条 利用者負担の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「収入申告書」（別記様式第 3 号）を添えて、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」（別記様式第 4 号）を市長に提出するものとする。ただし、被保護者が申請する場合は、収入申告書の添付を省略することができる。

（軽減の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請者が第 3 条に規定する軽減要件（以下「軽減要件」という。）に該当するか否かを確認し、その結果を「社会福祉法人等利用者負担軽減決定通

知書」（別記様式第5号）により当該申請者に通知するとともに、軽減要件に該当する者（以下「軽減該当者」という。）に対して「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（別記様式第6号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（確認証の提示）

第9条 軽減該当者は、対象サービスを受けるときは、当該サービスを提供する助成対象法人等に対し確認証を提示するものとする。

2 前項の規定により確認証の提示を受けた助成対象法人等は、確認証の内容に基づき、利用者負担の軽減を行った後の利用者負担額を当該軽減該当者から受領するものとする。

（確認証の有効期間等）

第10条 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日（当該月中途に本市の被保険者資格を取得したものにあっては、当該被保険者資格を取得した日とし、当該月中途に生活保護が開始された被保護者にあっては、当該保護が開始された日とする。）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、その年）の7月31日までとする。

2 前項に規定する確認証の有効期間において、軽減該当者が軽減要件を欠くこととなったとき、又は本市の被保険者資格を喪失したときは、前項の規定にかかわらず、当該軽減要件を欠くこととなった日又は当該被保険者資格を喪失した日をもって確認証が失効するものとする。

（確認証の返還）

第11条 軽減該当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、市長に確認証を返還しなければならない。

- (1) 本市の被保険者資格を喪失したとき。
- (2) 軽減要件に該当しなくなったとき。
- (3) 確認証の有効期限に至ったとき。

（届出等）

第12条 軽減該当者は、その住所又は氏名を変更したときは、14日以内に、確認証を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

（手続の代行）

第13条 申請者又は軽減該当者は、第7条、第11条及び前条に定める手続について、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は助成対象法人等に代わって行わせることができる。

（高額介護サービス費等との適用関係）

第14条 法第51条に規定する高額介護サービス費、法第61条に規定する高額介護予防サービス費若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における高額介護サービス費に相当する事業に係る給付費（以下「高額介護サービス費等」という。）又は法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費若しくは法61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、利用者負担の軽減を適用した後の利用者負担額に着目して、高額介護サービス費等又は高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。この場合において、高額介護サービス費等との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、指定地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス及び指定介護老人福祉施設に入所する利用者負担第2段階の者の地域密着型サービス及び施設サービスに係る利用者負担額について、利用者負担の軽減の対象としないことができる。

（特定入所者介護サービス費等との適用関係）

第15条 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費、法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費又はこれらに相当する生活保護法第15条の2に規定する介護扶助（以下、「特定入所者介護サービス費等」という。）との適用関係については、特定入所者介護サービス費等の支

給後の利用者負担額について、利用者負担の軽減を適用するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者負担の軽減を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(取消し等)

第17条 市長は、軽減該当者又は助成対象法人等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者負担の軽減又は助成の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって利用者負担の軽減又は助成を受けたとき。

2 前項に規定する場合において利用者負担の軽減又は助成の決定を取り消したときは、市長は、軽減対象者に既に受けた利用者負担の軽減に相当する金額を負担させ、又は助成対象法人等から既に支払った助成に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年7月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

2 第10条第1項の規定にかかわらず、申請のあった日が、前項に規定する施行日から平成12年9月30日までの間である場合における確認証の有効期間は、平成12年4月1日（月の中途で本市の被保険者資格を取得したものにあっては、当該被保険者資格を取得した日）から平成13年6月30日までとする。

3 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号）による生活扶助基準等の改正に伴い平成25年8月1日に生活保護の廃止を受けた者（同日に生活保護の停止を受け、当該停止中に廃止となった者を含む。）であって、同年7月31日においてこの要綱による軽減又は法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費若しくは法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により、第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る滞在又は居住に要する費用の利用者負担がなかった者のうち、生活保護廃止後も引き続き第3条に規定する要件に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減額を次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げる経費のうち、滞在又は居住に要する費用に係る利用者負担額 全額

(2) 第4条第1項に掲げる経費のうち、前号以外の利用者負担額 4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）

4 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第136号）による生活扶助基準等の改正に伴い平成26年4月1日に生活保護の廃止を受けた者（同日に生活保護の停止を受け、当該停止中に廃止となった者を含む。）であって、同年3月31日においてこの要綱による軽減又は法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費若しくは法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により、第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る滞在又は居住に要する費用の利用者負担がなかった者のうち、生活保護廃止後も引き続き第3条に規定する要件に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減額を次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げる経費のうち、滞在又は居住に要する費用に係る利用者負担額 全額

(2) 第4条第1項に掲げる経費のうち、前号以外の利用者負担額 4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）

5 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第227号）による生活扶助基準等の改正に伴い平成27年4月1日に生活保護の廃止を受けた者（同日に生活保護の停止を受け、当該停止中に廃止となった者を含む。）であって、同年3月31日においてこの要綱による軽減又は法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費若しくは法第61条の3に規定する特定入所

者介護予防サービス費の支給により、第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る滞在又は居住に要する費用の利用者負担がなかった者のうち、生活保護廃止後も引き続き第3条に規定する要件に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減額を次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げる経費のうち、滞在又は居住に要する費用に係る利用者負担額 全額

(2) 第4条第1項に掲げる経費のうち、前号以外の利用者負担額 4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）

6 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号）による生活扶助基準等の改正に伴い平成30年10月1日に生活保護の廃止を受けた者（同日に生活保護の停止を受け、当該停止中に廃止となった者を含む。）であって、同年9月30日においてこの要綱による軽減又は法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費若しくは法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により、第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る滞在又は居住に要する費用の利用者負担がなかった者のうち、生活保護廃止後も引き続き第3条に規定する要件に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減額を次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げる経費のうち、滞在又は居住に要する費用に係る利用者負担額 全額

(2) 第4条第1項に掲げる経費のうち、前号以外の利用者負担額 4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）

7 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第66号）による生活扶助基準等の改正に伴い令和元年10月1日に生活保護の廃止を受けた者（同日に生活保護の停止を受け、当該停止中に廃止となった者を含む。）であって、同年9月30日においてこの要綱による軽減又は法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費若しくは法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により、第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る滞在又は居住に要する費用の利用者負担がなかった者のうち、生活保護廃止後も引き続き第3条に規定する要件に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減額を次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げる経費のうち、滞在又は居住に要する費用に係る利用者負担額 全額

(2) 第4条第1項に掲げる経費のうち、前号以外の利用者負担額 4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）

8 生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第124号）による生活扶助基準等の改正に伴い令和2年10月1日に生活保護の廃止を受けた者（同日に生活保護の停止を受け、当該停止中に廃止となった者を含む。）であって、同年9月30日においてこの要綱による軽減又は法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費若しくは法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により、第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る滞在又は居住に要する費用の利用者負担がなかった者のうち、生活保護廃止後も引き続き第3条に規定する要件に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減額を次のとおりとする。

(1) 第4条第1項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げる経費のうち、滞在又は居住に要する費用に係る利用者負担額 全額

(2) 第4条第1項に掲げる経費のうち、前号以外の利用者負担額 4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）

9 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第6条に規定する助成を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合における利用者負担の軽減等、助成以外の事項については、助成を受けて行う場合と同様に取り扱うものとする。

附 則（平成13年3月16日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第3条第3号の規定に基づいて確認された減免該当者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による施行の日前に行われた居宅サービス又は施設サービスに係るこの要綱による改正前の要綱の規定による助成の適用については、なお従前の例による。

3 この要綱を施行するために必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に行われた居宅サービス又は施設サービスに係る助成の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

2 被保険者である介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）が平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に利用した第4条第1項に規定する対象サービスに係る社会福祉法人等による利用者負担の軽減は、第3条の規定にかかわらず、当該特定被保険者（介護保険料の滞納がないものに限る。）の属する世帯の前年中の収入の合計額が190万円（当該世帯が2人以上で構成されている場合にあっては、2人目以降1人につき50万円を加算した額とする。）以下で、かつ、預貯金の額が350万円（当該世帯が2人以上で構成されている場合にあっては、2人目以降1人につき100万円を加算した額とする。）以下である世帯（世帯員が活用できる資産（一定の要件を満たすものを除く。）を有していないものに限る。）に属し、他の世帯に属する者から扶養を受けていない場合に行うものとする。この場合において、第4条第1項第3号中「滞在に要する費用に係る利用者負担額」とあるのは「滞在に要する費用に係る利用者負担額（当該額が法第51条の

2に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の2に規定する特定入所者介護予防サービス費（以下「補足給付」という。）の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、「基準費用額」と、同項第9号及び第11号中「居住に要する費用に係る利用者負担額」とあるのは「居住に要する費用に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、同項第12号中「滞在に要する費用に係る利用者負担額」とあるのは「滞在に要する費用に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と読み替えるものとし、第5条の規定にかかわらず、利用者負担の軽減は、第4条第1項各号に掲げる対象サービスに係る経費の8分の1に相当する額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に利用した第4条に規定する対象サービスに係る経費のうち、第1項第1号に規定する訪問介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」による障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置（以下「障害者支援措置」という。）の適用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担額）、同項第2号に規定する通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に通所介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額、同項第3号に規定する短期入所生活介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に短期入所生活介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額、同項第5号に規定する夜間対応型訪問介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該夜間対応型訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に夜間対応型訪問介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額（障害者支援措置の適用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担額）、同項第7号に規定する認知症対応型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額、同項第8号に規定する小規模多機能居宅介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該小規模多機能居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に小規模多機能居宅介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額、同項第9号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額、同項第11号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該施設サービス等に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額、同項第12号に規定する介護予防短期入所生活介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防短期入所生活介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額、同項第13号に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額及び同項第14号に規定する介護予防小規模多機能居宅介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防小規模多機能居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防小規模多機能居宅介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額に係る軽

減割合の適用については、第5条中「4分の1」とあるのは「28%」と、「2分の1」とあるのは「53%」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた申請に係る確認証の有効期間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた対象サービスに係る改正前の要綱の規定による助成の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。